独 立 役 員 届 出 書

1．基本情報

会社名	中部鋼鈑株式会社		コード	5461
提出日	2022/5/30	異動（予定）日	2022/6/23	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会（2022年６月23日）において、社外役員の選任議案が付議されるため。			
☑ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※１）				

2．独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	宮花　秀樹	社外取締役	○										○					有
2	平野　隆裕	社外取締役	○										○					有
3	牛込　伸隆	社外取締役	○										○				新任	有
4	小林　洋哉	社外取締役	○													○		有
5	野村　泰弘	社外取締役																
6	西垣　誠	社外取締役	○													○		有
7	岩田　広子	社外取締役	○										△					有

3．独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※４）	選任の理由（※５）
1	宮花秀樹氏が業務執行者である三井物産スチール株式会社は、当社の販売における取引先でありますが、同社と当社との取引額は当社が策定する社外役員の独立性基準を下回る水準であります。	宮花秀樹氏は、商社において国内外の要職を歴任するとともに、鉄鋼業と鉄鋼流通に関する豊富な経験と知見を有しており、当該見識を活かし当社経営全般に対する提言を行っていただけるものと判断いたしました。 なお、同氏は当社の業務執行を行う経営陣から独立しており、一般株主との間で利益相反が生じる恐れがないことから、独立役員に指定いたしました。
2	平野隆裕氏が業務執行者である岡谷鋼機株式会社は、当社の販売及び購買における取引先でありますが、同社と当社との取引額は当社が策定する社外役員の独立性基準を下回る水準であります。	平野隆裕氏は、商社において国内外の要職を歴任するとともに、経営者としての経験及び幅広い識見を有しており、その豊富な経験に基づき当社経営全般に対する提言を行っていただけるものと判断いたしました。 なお、同氏は当社の業務執行を行う経営陣から独立しており、一般株主との間で利益相反が生じる恐れがないことから、独立役員に指定いたしました。
3	牛込伸隆氏が業務執行者である株式会社ＴＹＫは、当社子会社であるシーケー商事株式会社の購買における取引先でありますが、同社と当社子会社との取引額は当社が策定する社外役員の独立性基準を下回る水準であります。	牛込伸隆氏は、製造メーカーにおいて役員および代表取締役として長年にわたり活躍し、メーカーの経営全般に関して豊富な経験と知見を有しており、当該見識を活かし当社経営全般に対する提言を行っていただけるものと判断いたしました。 なお、同氏は当社の業務執行を行う経営陣から独立しており、一般株主との間で利益相反が生じる恐れがないことから、独立役員に指定いたしました。
4		小林洋哉氏は長年にわたり企業法務や経営管理業務に携わり、また大学で法学やマネジメント等の教授を務め、法律に関し豊富な知見を有していることから、その見識を活かし経営を監督する役割を果たしていただけるものと判断いたしました。 なお、同氏は当社の業務執行を行う経営陣から独立しており、一般株主との間で利益相反が生じる恐れがないことから、独立役員に指定いたしました。
5		野村泰弘氏は鉄鋼商社において国内外の要職を歴任し、その豊富な経験と知識に基づきグローバルな見地から当社経営に対し提言を行っていただき、経営を監督する役割を果たしていただけるものと判断いたしました。
6		西垣誠氏は、弁護士として法務の豊富な知識・経験に基づく専門的な知見から当社経営に対し提言を行っていただき、経営を監督する役割を果たしていただけるものと判断いたしました。 なお、同氏は当社の業務執行を行う経営陣から独立しており、一般株主との間で利益相反が生じる恐れがないことから、独立役員に指定いたしました。
7	岩田広子氏は、当社の監査法人である有限責任あずさ監査法人に2007年7月から同年12月まで所属しておりましたが、退任後15年が経過しております。なお、有限責任あずさ監査法人と当社との2022年3月期における監査報酬等は28百万円であり、その取引額は当社及び有限責任あずさ監査法人にとって僅少であります。また、当社と同氏及び同氏が経営する会計事務所との間に、現在または過去において、取引関係並びに契約関係はありません。	岩田広子氏は公認会計士としての豊富な経験と知識や、企業経営を統括する十分な見識に基づき当社経営に対し提言を行っていただき、経営を監督する役割を果たしていただけるものと判断いたしました。 なお、同氏は当社の業務執行を行う経営陣から独立しており、一般株主との間で利益相反が生じる恐れがないことから、独立役員に指定いたしました。

4．補足説明

当社は社外役員の独立性基準を設け、特に「取引」に関して以下に該当しない場合は独立性を有していると判断します。
・当社を主要な取引先とする者（直近事業年度の取引額がその者の年間連結売上高の２％を超えるもの）、または、その者が法人の場合は当該法人の業務執行者
・当社の主要な取引先である者（直近事業年度の取引額が当社年間連結売上高の７％を超えるもの）、または、その者が法人の場合は当該法人の業務執行者

※１　社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※２　役員の属性についてのチェック項目
　a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
　b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
　c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
　d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
　e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
　f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
　g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
　h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
　i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
　j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
　k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
　l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
　以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※３　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
※４　a～ｌのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
※５　独立役員の選任理由を記載してください。